

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 稟税条約特典否認ルールと UAE 連邦法人税導入

経済協力開発機構(OECD)は、多国籍企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した租税回避によって、税負担を軽減している問題「税源浸食と利益移転」(BEPS : Base Erosion and Profit Shifting)に対処するためのプロジェクトを立ち上げました。OECDは、そのプロジェクトの一環として、経済のデジタル化に伴う課税上の課題についても議論を続けています。

2019年にOECDは、経済のデジタル化に伴う課税上の課題解決策として、二つの柱を提示しました。その柱の中には、二国間租税条約に影響を及ぼす制度も含まれております。今回は、経済のデジタル化による二国間租税条約の内容及びその影響について説明します。

1. デジタル課税

経済のデジタル化の進展に伴い、下記のような課税上の課題が出てきました。

- 物理的な拠点がなくても経済活動が可能となり、経済活動による、源泉地国での課税が困難になるケースが多発している。
- 移動が容易にできる、ノウハウや情報などの無形資産を軽課税国に移すことにより、無形資産による収益の税負担軽減が顕著化している。

当該課題に対処すべくOECDが提示した、二つの柱の概要について説明します。

① 第一の柱

多国籍企業の経済活動に関して、消費者やユーザーのいる市場国で生み出された価値を考慮して、物理的拠点の有無にかかわらない新しい課税根拠(ネクサス)や利益配分ルールといった国際課税原則を見直すことを通じて市場国に課税権を適切に与えることを目指す。具体的には、全世界の売上高が200億ユーロを超える、且つ利益率が10%超の多国籍企業グループを対象とし、財務会計上の一定の残余利益¹に対する課税権を利益が生じた国だけでなく、他の市場国に配分する。

② 第二の柱

これまで講じられてきたBEPS対抗措置で解決されない、残されたBEPSの課題に対処し、他国が一次的な課税権を行使しない場合や支払いに関する実効税率が低い場合に自国(親会社所在地国等)で課税し直す権利を与えるルールを検討する。連結収入が750万ユーロ(約1,000億円)の多国籍企業グループが対象となる。

GloBE Rule : 正式名称は Global Anti-Base Erosion Rule。最低税率を15%とし、外国関連会社の所得の実効税率が15%未満(国ごとに計算)の場合、親会社等の国でその差額を徴収(IIR: Income Inclusion Rule)する。さらに、軽課税国にある関連会社の一定額の費用について、損金算入を否認(UTPR: Under Tax Payment Rule)することにより補足する。

STTR : 正式名称は Subject To Tax Rule。最低税率未満で課税される特定の関連者への支払いのうち、その一定額について租税条約の特典を否認する。STTRは、IIRおよびUTPRの補完措置と位置付けられている。

2. Subject To Tax Rule (STTR)

STTRは最低税率未満で課税される、特定の関連会社に対する支払いについて、租税条約の特典を与えないことで、源泉地に一定の課税権を持たせるルールであり、GloBE Ruleに優先して適用されます。STTRの最低税率は9%と発表されており、GloBE Ruleにおける最低税率15%と比較して、低くな

¹ Amount Aと呼ばれている。

っております。また、STTR の対象となる支払いは、利息、ロイヤルティ、仲介手数料、融資手数料、フランチャイズ料等の定義された一連の支払いに限定され、源泉地の課税権は、最低税率(9%)と支払先の税率の差額に制限されます。

STTR の導入は二国間で取り決めることとなり、二国間租税条約を改正することにより、適用されます。そのため、今後の2国間条約の改正に注意が必要となります。

3. UAE 法人税²

2022年1月31日、UAE財務省(MoF)は、2023年6月1日以降に開始する会計年度から、事業所得に対する連邦法人税(CT)の導入を公表しました。概要は以下の通りです。

① 法人税の対象

UAE 法人税は、連邦レベルの法人税です。そのため、商業活動に従事し、ライセンスを受けているすべての UAE 企業、法人、事業体が対象となります。ただし、天然資源の採取に従事する事業者は、引き続き首長国レベルの課税対象となるため、UAE 法人税は免除されます。

② 課税標準

UAE 法人税は、会計上の純利益に UAE 法人税法に基づいた特定項目を調整した課税所得に対して課税されます。

③ 税率

AED 375,000 を超える課税所得に対して 9% の標準税率で課税され、AED 375,000 までの課税所得には 0% の税率が適用されます。

UAE は外国企業誘致のため、今まで法人税は実質的に課税されていませんでした。しかし、OECD による STTR の適用を避け、引き続き、外国企業にとって税制上魅力的な国であり続けるために、今回の法人税の導入に至ったのではないかと考えられます。

なお、2022年4月28日、UAE財務省が公表した、UAE法人税制度の見通しに関するパブリック・コンサルテーション・ドキュメント³によると、日本を含め多くの外国企業が立地している Free Zone について、Free Zone の規制要件をすべて満たす場合には、Free Zone 事業体に対する税制優遇措置(法人税 0%)について、継続の見通しを示しています。

お見逃しなく！

日本 UAE 租税条約 1 条及び 4 条 1 項により、日本 UAE 租税条約を適用できる者(租税条約上の居住者)とは、課税を受けるべき者に限定されており、UAE の法人に支払う、配当、利息、ロイヤリティ等日本に源泉のある所得に対し、租税条約の特典対象となっている支払は、原則として、アラブ首長国連邦、同国の各首長国及び以下(a)~(f)の特定の機関への支払のみと現状なっています(日本 UAE 租税条約議定書 2)。つまり、ここに列挙されていない者に支払う日本源泉所得については、現時点においては、原則日本 UAE 租税条約の免税又は減税の対象とならないことにご留意ください。

- (a) アラブ首長国連邦中央銀行
- (b) アブダビ投資庁
- (c) 国際石油投資会社
- (d) アブダビ投資評議会
- (e) ドバイ投資公社
- (f) ムバダラ開発会社

² UAE 連邦法人税の内容はすべて、Grant Thornton UAE (GT UAE) が公表した、又は、GT UAE から提供された情報を参照。UAE to introduce federal corporate tax | Grant Thornton

³ Release of Public Consultation Document on UAE Corporate Tax / Grant Thornton UAE